

災害救援資金の寄付と司法書士会の目的の範囲

山 田 創 一

強制加入団体である群馬司法書士会は、司法書士法一四条に基づき設立された公益法人であるが、平成七年二月二五日開催の臨時総会において、次の内容の決議を行った。

- (一) 阪神大震災により被災した司法書士会・司法書士の復興を支援するため、阪神大震災救援司法書士対策本部に「復興支援拠出金」三〇〇〇万円を拠出する。
- (二) 右拠出金のため「復興支援特別会計」を設置する。共済特別会計から復興支援特別会計への貸出を行い、この貸付金をもって拠出金を支出する。
- (三) 復興支援特別会計は共済特別会計からの借入金のほか次に次の各号をもって収入とし、期間三年で共済特別会計への償還を行う。
 - (1) 一般会計からの繰入金。ただし、役員手当の減額、事業の縮小を含めた見直し、旅費日当規定の見直し

等により生じる余剰金を繰り入れる。

(2) 甲号一件につき五〇円の復興支援特別負担金(復興支援証紙)徴収による収入。

なお、右各号とも共済特別会計への償還が完了するまでの措置とし、償還完了後は旧に復するものとする。

これに対し、群馬司法書士会に属する会員が、右決議は内容的にも手続的にも違法であり無効であるから、会員にはその支払義務がないとして、右決議に基づく債務の不存在の確認を求める訴えを提起した。

そこで、右決議が司法書士会の目的の範囲内か否かが問題となり、一審(前橋地判平成八年二月三日判時一六二五号八〇頁)は、「司法書士会が阪神大震災により被災した兵庫県司法書士会に金員を送付することは、たとえそれが倫理的、人道的見地から実施されるものであっても、法(司法書士法……筆者注)一四條二項所定の司法書士会の目的の範囲外の行為であるといわざるを得ない。」と判示し、二審(東京高判平成十一年三月一〇日判時一六七七号二二頁)は、「司法書士会が災害救援資金の寄付に「応分の負担をすることも、社会的に相当と認められる限り、権利能力の範囲内にある」として司法書士会の目的の範囲内とし、「会員の思想、信条の自由に対する何らかの制約となるとしても、その程度は軽微であって、思想・信条等の自由を根本的に否定するほどのものではない」というべきである。」と判示して、結論が一八〇度異なることとなった。

かつて私は、この一審判決については、司法書士会の目的の範囲外とした結論に反対し、目的の範囲内とすべきとする判例研究を書き(拙稿「判研」山院三九号一七二頁(一九九八)、また、この二審判決については、司法書士会の目的の範囲内とした結論を支持しつつ、この判決を検討する論文を書いた(拙稿「災害救援資金の寄付と公

益法人の目的の範囲「群馬司法書士会震災復興支援金事件の東京高裁判決を素材として」山院四四号一頁（一九九九）。その意味では、現在、最高裁に係属しているこの事件については、大変関心を持つていたところ、このたび群馬司法書士会より、最高裁に提出する鑑定書の執筆の依頼を受けるに至った。

平成一二年九月一日に最高裁に提出された鑑定書においては、従来の私の主張を繰り返したところもあるが、理論を一層精緻にして展開し発展させたところもあり、この問題に関する私の見解を完成させた形で整理できたと考えている。

また、平成一二年一〇月八日の日本私法学会第六四回大会において、私は、「政治献金と災害救援資金の寄付に関する法人の目的の範囲「アメリカ法を素材として」と題してこの問題に関わる個別報告を行ったが、その際、アメリカ法律家協会 (American Bar Association) 作成の一九八七年の改正模範非営利法人法 (Revised Model Nonprofit Corporation Act) 三・〇二条 (一三) 項が、公共の福祉又は慈善・宗教・科学・教育目的のため、そして法人の利益を促進する他の目的のために、法に抵触しない寄付をすることを非営利法人の権能として認めていること、大抵の州もこうした非営利法人の慈善献金を州法で認めていることを指摘した。Howard L. Oleck は、非営利法人に関し、アメリカ合衆国の「ほとんどすべての州法が、現在では、法人が、法人の目的の促進のためか公共の福祉の促進のためかどちらかのために、慈善献金を行うことを許している。」と指摘し (HOWARD L. OLECK, NONPROFIT CORPORATIONS, ORGANIZATIONS, AND ASSOCIATIONS 260 [4th ed. 1982]) 「ほとんどすべての州で、慈善団体や公共の福祉団体や公共の福祉計画に献金する法人 (営利法人も含む) の権能は、現在では十分に確立している。過去においては、このことは法人資金のむだ使いであると考えられていた。しかし、今日では法

人がそうした献金をすべきでないという主張は、公益団体の言い逃れとしてしばしば憤慨した非難を引き起こす。……イギリスでもアメリカでも、法人の献金は、とりわけそれが法人の目的や事業に利益を与える場合には、有効である。……多くの州法は、例えば、そうした法人が活動している地域社会で社会的経済的条件を改善するための献金のような法人の献金を公認している。」と指摘した上で (Id. at 759 - 770)、非営利団体が「法によって許された程度で、慈善・科学・教育・福祉目的のために法人の目的と矛盾しない献金」を行う能力を有する規定を、Howard L. Oleck が提案する統一非営利団体法の中に置いている (Id. at 1194)。こうしたアメリカ法の動向は、災害救援資金の寄付を司法書士会の目的の範囲内とする私見の正当性を裏づけるものといえる。

ところで、わが国の学界においては、この問題に関し、見解が真つ向から対立している。

すなわち、

(一) 公益法人で強制加入団体である司法書士会が災害救援資金の寄付を行うために会員から特別負担金を徴収する旨の決議をすることを、目的の範囲外とする見解として以下のものがある。

①大野秀夫「判批」判評四七四号四一頁(一九九八)

②渡辺康行「団体の中の個人―団体の紀律と個人の自律」法教二二二号三六頁(一九九八)

③内田貴『民法Ⅰ 総則・物権総論』二三四頁(東京大学出版会、第二版、一九九九)

(二) 公益法人で強制加入団体である司法書士会が災害救援資金の寄付を行うために会員から特別負担金を徴収する旨の決議をすることを、目的の範囲内とする見解として以下のものがある。

①甲斐道太郎「司法書士会『群馬訴訟』」NB L六二五号五九頁以下(一九九七)

5 災害救援資金の寄付と司法書士会の目的の範囲

② 浦部法穂「群馬司法書士会『震災復興支援金』事件」国際人権九号一七頁（一九九八）

③ 拙稿「判研」山院三九号一九四頁（一九九八）、拙稿「災害救援資金の寄付と公益法人の目的の範囲」群馬司法書士会震災復興支援金事件の東京高裁判決を素材として」山院四四号一七頁（一九九九）

④ 倉田原志「判批」法セ五三九号一〇七頁（一九九九）

⑤ 西原博史「判批」法教二三四号別冊付録『判例セレクト '99』六頁（二〇〇〇）

⑥ 市川正人「判批」ジュリー一七九号一一頁（平成一一年度重要判例解説、二〇〇〇）

なお、著者の見解は明らかでないが、判例は非営利法人の場合に目的の範囲を厳格に解する傾向があり、こうした判例として一審の前掲前橋地判平成八年二月三日があることを指摘するものもある。すなわち、

① 前田達明「法人の目的」法教二一三号一四頁（一九九八）

② 辻正美『民法総則』一五四頁（成文堂、一九九九）

こうした状況の中で、近時、この問題に関する議論が活発になってきていることに鑑み、鑑定書を大学の紀要に掲載することを通じて、裁判所のみならず学界に議論の素材を提供することも大いに価値があることと考え、鑑定書を本稿に掲載する次第である。

【 鑑定書 】

目 次

- 一 本件訴訟の重要性と司法書士会の目的の範囲
- 二 公益法人・強制加入団体の属性と目的の範囲
- 三 思想・信条の自由と目的の範囲
- 四 一般財産からの支出と構成員からの個別徴収
- 五 寄付の金額と目的の範囲
- 六 財産権の侵害と目的の範囲
- 七 終わりに

一 本件訴訟の重要性と司法書士会の目的の範囲

まず、初めに、群馬司法書士会訴訟において、神戸大学法学部浦部法穂教授、京都学園大学法学部甲斐道太郎教授より詳細な鑑定書が原審に提出されているが、同じ主張の場合にはできるだけ重複を避けて、この問題に関する私の意見を述べることにする。

群馬司法書士会訴訟を考察する場合、災害救援資金の寄付を次の三つに分けて考察するのが有用である。すなわち、

(A) 阪神大震災の被災司法書士会・司法書士の業務の円滑な遂行を経済的に支援し、これにより司法書士会・司法書士の機能の回復に資することを目的とする寄付（寄付契約書では、「阪神大震災による被災市民等の法的救援に向けた司法書士の活動を支援する」ことを目的とする旨明記している）で、その使途目的及び拠出方法の公的性格に着目していうならば群馬司法書士会からの「公的支援金」ともいえる災害救援資金の寄付（以下、「公的支援金の災害寄付」と呼ぶ）

(B) 被災司法書士会・司法書士の個人的ないし物理的被害に対する直接的な金銭補填や見舞金という趣旨の寄付（以下、「被災司法書士会・司法書士への義捐金」と呼ぶ）

(C) 司法書士会・司法書士に限らない一般被災者の個人的ないし物理的被害に対する直接的な金銭補填や見舞金という趣旨の寄付（以下、「一般被災者への義捐金」と呼ぶ）

群馬司法書士会訴訟は、この三つの分類でいうならば、(A)の公的支援金の災害寄付が許されるかが争点となっているのであり、「登記、供託及び訴訟等に関する手続の円滑な実施に資し、もつて国民の権利の保全に寄与する」としている司法書士法の目的（「国民の権利の保全に寄与すること」は同時に司法書士制度の目的であり、司法書士の使命であることにつき、甲斐道太郎鑑定書一〇頁参照）を体现する災害救援資金の寄付が許されるかという点が争点になっていることを看過してはならない。兵庫県の司法書士会・司法書士の機能が損なわれ、国民の権利の保全が危機に瀕している時に、その機能の回復に資することを目的として、他の単位司法書士会が支援することは、司法書士制度の存続にかかわることであり、司法書士会の当然なしうる活動というべきである。そうであるからこそ、今回の群馬司法書士会の阪神大震災に対する(A)の公的支援金の災害寄付を行う活動を通じて、群

馬司法書士会会則第三条第一五号に、「国民に対しての司法書士が提供する法的サービスの拡充に関する事項」が司法書士会の事業として盛り込まれたが、この会則が法務大臣の認可を経ることができたのである（日本司法書士会連合会の会則にも同様の規定が設けられ、法務大臣の認可を経ている）。

最高裁がこの群馬司法書士会訴訟において、もし一審判決（前橋地判平成八年二月三日判時一六二五号八〇頁）のように司法書士会の目的の範囲外との判断を下すならば、こうした会則や法務大臣の認可が否定されるばかりでなく、近時、有珠山噴火災害に関する札幌司法書士会の、災害地域住民を対象とした法的救援活動としての電話相談及び現地での法律相談に、日本司法書士会連合会から日司連市民救援基金設置規則第三条に基づき寄付（日司連市民救援基金の支出）が行われ支援が行われたが、こうした寄付も否定されることにつながってくる。さらに、影響はこれだけにとどまらない。すなわち、群馬司法書士会の会員といえども、兵庫県内において司法書士の業務を行うことは可能であるし、反対に兵庫県司法書士会の会員が群馬県内において司法書士の業務を行うことも可能であり、現に全国の司法書士が阪神大震災後、兵庫県で司法書士業務を行い法律サービスの提供を行って、復興支援に貢献している。従って、群馬司法書士会が兵庫県司法書士会・司法書士のために（A）の公的支援金の災害寄付を行うことは、群馬で災害が発生した場合に、群馬司法書士会がその会員に（A）の公的支援金の災害寄付を行うことと次元を同じくする問題といってもよい。もし一審判決（前掲前橋地判平成八年二月三日）のように群馬司法書士会が兵庫県司法書士会・司法書士のために（A）の公的支援金の災害地域住民を対象とした法的救援活動としての電話相談及び現地での法律相談に支援金を支出することもできなくなるであろう。

そして、一審判決（前掲前橋地判平成八年二月三日）の立場にたつと、司法書士会は、「各人が自己の良心に基づいて自主的に決定すべき事柄」という理由で、（A）の公的支援金の災害寄付でさえ否定されたのであるから、（B）の被災司法書士会・司法書士への義捐金や、（C）の一般被災者への義捐金も、当然行えないということになってくる。こうした論理を貫くならば、群馬司法書士会の会員が火災等で被災した場合に五〇万円の見舞金を支出する共済規則一八条についても、「各人が自己の良心に基づいて自主的に決定すべき事柄」という理由で、群馬司法書士会はその会員に見舞金も送れなくなってくるであろうし、さらには、会員の結婚、葬儀といったことに関する慶弔金も、「各人が自己の良心に基づいて自主的に決定すべき事柄」という理由で群馬司法書士会は会員に支出できなくなつてくるおそれがある。

その上、群馬司法書士会がこれまで行ってきた、例えば、①市民公開講座のような一般市民を対象としたサービ
ス、②一般市民のための無料法律相談を行う市民相談センターの開設、③一般市民の便宜を図るための公証役場の誘致運動、④一般市民を救済するためのクレサラ一〇番の設置、⑤一般市民の便宜を損なう登記所統廃合の反対運動、⑥登録免許税増税阻止運動のような活動も、「各人が自己の良心に基づいて自主的に決定すべき事柄であり、他から強制される性質のものではない」との一審判決（前掲前橋地判平成八年二月三日）が用いた論法を主張する会員からの申立によって司法書士会の活動はストップすることになろう。そして、萎縮効果による自己抑制によって司法書士会の活動が停滞したものとなり、司法書士会は極めて限定的な「会員の指導及び連絡に関する事務」のみを行う団体になつてしまう可能性がある。

また、公益法人で強制加入団体である弁護士会においても、平成十一年一月十六日の日本弁護士連合会臨時総

会において、国会議員等への働きかけも含む司法制度改革審議会対策のため特別会費を月額一〇〇〇円ずつ各会員から徴取すること、市民へのサービスを充実させるため弁護士過疎・偏在対策のための特別会費を月額一〇〇〇円ずつ各会員から徴取することが決定されたが、例えばこうした問題についても、厳密に言うならば、「各人が自己の良心に基づいて自主的に決定すべき事柄であり、他から強制される性質のものではない」との一審判決が用いた論法を論理上用いることもできないのではないであり、こうした活動にまでストップをかける訴訟が提起され問題が波及してくる可能性もある。そのみならず、公益法人で強制加入団体である土地家屋調査士会、行政書士会、弁理士会、税理士会、日本公認会計士協会などに関しても、「各人が自己の良心に基づいて自主的に決定すべき事柄であり、他から強制される性質のものではない」との一審判決が用いた論法を用いた主張が総会に提出され、あるいはこうした訴訟が提起され、萎縮効果が及ぶと考えられる。

確かに、政治献金の場合には、南九州税理士会訴訟の最高裁判決（最判平成八年三月一九日民集五〇巻三号六一五頁）が指摘するように「特に、政党など規正法上の政治団体に対して金員の寄付をするかどうかは、選挙における投票の自由と表裏を成すものとして、会員各人が市民としての個人的な政治的思想、見解、判断等に基づいて自主的に決定すべき事柄であるというべきである。」といえようが、災害救援資金の寄付の場合には投票の自由と表裏の関係にある政治献金の場合と同視し得ないのであって、「各人が自己の良心に基づいて自主的に決定すべき事柄であり、他から強制される性質のものではない」との論理を安易に用いるべきではない。こうした論理を安易に用いると、法人の意思決定における多数決原理を否定し「少数者の専制」（西原博史「判批」ジュリ一〇九九号一〇二頁（一九九六））を招いて、全員一致でなければ活動し得なくなるし、さらには法人の創造的な団体活動を抑

制し、公益法人の活動は停滞したものになるといえよう。

群馬司法書士会訴訟は、公益法人で強制加入団体である司法書士会が（A）の公的支援金の災害寄付を行うことができるかという問題を裁判所に提起しているが、この判断は単に（A）の公的支援金の災害寄付の可否にとどまらず、（B）の被災司法書士会・司法書士への義捐金や、（C）の一般被災者への義捐金の可否、さらには司法書士会の活動の限界、ひいては強制加入の公益法人の活動の限界に関わる重要な問題を提起していることは看過すべきでないであろう。

ところで、公益法人で強制加入団体である日本弁護士連合会が、スパイ防止法に反対する旨の総会決議を行い、また意見書の発表、ニュースの配布等の反対運動を行ったことに関し、弁護士会の目的の範囲内か否かが問われた裁判で、二審判決（東京高判平成四年一月二二日自正四四卷二号一〇一頁）は、「本件法律案が構成要件の明確性を欠き、国民の言論、表現の自由を侵害し、知る権利をはじめとする国民の基本的な人権を侵害するものであるなど、専ら法理論上の見地から理由を明示して、法案を国会に提出することに反対する旨の意見を表明したものであることは決議の内容に照し明らかであり、これが特定の政治上の主義、主張や目的のためになされたとか、それが団体としての中立性などを損なうものであると認めるに足りる証拠は見当たらない」として目的の範囲内と判断したが、最判平成一〇年三月一三日自正四九卷五号二二三頁もこの事実認定と結論を是認している。この最高裁判決が、日本弁護士連合会の活動は、スパイ防止法に反対する旨の総会決議を行い、また意見書の発表、ニュースの配布等の反対運動を行うことにも及びうるとし、「弁護士及び弁護士会の指導、連絡及び監督に関する事務を行うこと」（弁護士法四五条二項）に限定されるものでないことを認めている点を、ここで想起すべきである。また、最

判昭和三六年一月二六日刑集一五卷一〇五八頁において、「弁護士会が本件の如き人権侵害による犯罪の成立を信ずるにつき合理的な理由ある場合、弁護士会自身これを告発し、その事件を裁判所の審判に付することを請求することは、弁護士法が弁護士会の目的として必ずしもこれを明示して居らないとしても、前記の如き弁護士会の目的と極めて密接な関係を持つものであって、弁護士会の権能に属するものと解すべきである。」として、「弁護士及び弁護士会の指導、連絡及び監督に関する事務を行うこと」（弁護士法四五条二項）に属さない犯罪の告発に至るまで、埼玉弁護士会の活動と認めている点も想起すべきである。この二つの判決において、最高裁が、「各人が自己の良心に基づいて自主的に決定すべき事柄であり、他から強制される性質のものではない」との論理を用いていない点を改めて確認する必要がある。

本件群馬司法書士会訴訟において参考されるべきは、八幡製鉄政治献金訴訟最高裁大法廷判決（最大判昭和四五年六月二四日民集二四卷六号六二五頁）の「会社は、他面において、自然人とひとしく、国家、地方公共団体、地域社会その他（以下社会等という。）の構成単位たる社会的実在なのであるから、それとしての社会的作用を負担せざるを得ないのであって、ある行為が一見定款所定の目的とかかわりが無いものであるとしても、会社に、社会通念上、期待ないし要請されるものであるかぎり、その期待ないし要請にこたえることは、会社の当然になしうるところであるといわなければならない。そしてまた、会社にとつても、一般に、かかる社会的作用に属する活動をするには、無益無用のことではなく、企業体としての円滑な発展を図るうえに相当の価値と効果を認めることもできるのであるから、その意味において、これらの行為もまた、間接ではあつても、目的遂行のうえに必要なものであるとするを妨げない。災害救援資金の寄附、地域社会への財産上の奉仕、各種福祉事業への資金面での協力

などはまさにその適例であろう。会社がその社会的役割を果たすために相当な程度のかかる出捐をすることは、社会通念上、会社としてむしろ当然のことに属するわけであるから、毫も、株主その他の会社の構成員の予測に反するものではなく、したがって、これらの行為が会社の権利能力の範囲内にあると解しても、ならぬ株主等の利益を害するおそれはないのである。」とした判断であり、ここで展開された解釈は強制加入団体の公益法人であっても基本的に支持しうるものと解すべきである（なお、八幡製鉄政治献金訴訟最高裁判決が政治献金を災害救援資金の寄付と同列に扱ったことには、学説は批判的であるが、右判示部分については多くの学説が支持していることを指摘するものとして、甲斐道太郎「政治献金と税理士会の目的の範囲」リマックス一五号八頁（一九九七））。公益法人たる学校法人の贈与の事案であるが、「公益法人たる学校法人にあつても、一見寄附行為所定の目的とかわりがなくても、学校法人としての円滑な発展を図るうえで相当の価値と効果を認めることのできる行為は、目的遂行のうえに必要なものと解するに妨げなく、学校法人の財産を他に贈与する行為も、それが一個の社会的実在である学校法人に要請され、学校法人の円滑な発展を図るうえに有用であり、かつ社会通念上相当な範囲にとどまる限り、贈与が寄附行為の目的に挙げられていないというだけの理由で目的外の行為であるとするのは相当でない。」と判断したものがあつた（東京地判昭和六二年九月二二日判時一一八四号七九頁）、公益法人に八幡製鉄政治献金訴訟最高裁判決の法理を及ぼしたものとして参考になる。

以上より、司法書士会は、社会的実在としての社会的作用を負担せざるをえないのであつて、社会通念上、期待ないし要請されるものであるかぎり、その期待ないし要請にこたえることは当然行うことができ、その円滑な発展を図るうえで相当の価値と効果も認めることができるから、災害救援資金の寄付は目的遂行のうえに必要なものと

解するに妨げないというべきで、(A)の公的支援金の災害寄付であろうと、(B)の被災司法書士会・司法書士への義捐金であろうと、(C)の一般被災者への義捐金であろうと、行うことができるというべきである。原判決(東京高判平成一一年三月一〇日判時一六七七号二二頁)は、「司法書士会は、法一四条二項に基づき、『司法書士の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため、会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とする』ものであるが、控訴人の活動は法及び会則に明示された『会員の指導及び連絡』に限られるものではなく、その目的を遂行する上で直接又は間接に必要な範囲で、司法書士制度に関連する事項につき調査、研究を行うことはもちろん、司法書士業務の改善進歩のために会員に対する研修を行い、関係団体や関係組織に働きかけ、他の司法書士会との間で業務その他について提携、協力、援助等を行うこともその活動範囲に含まれるというべきである。また、司法書士会は、司法書士法に根拠を有する法人として、他の法人、諸団体と同様、一個の社会的組織として実在し、一定の社会的役割を果たすことも期待ないし要請されているというべきであるから、上記のような活動に止まらず、例えば災害救援金の寄付、地域社会への財産上の奉仕、各種福祉事業への資金面での協力などの面で応分の負担をすることも、社会的に相当と認められる限り、権利能力の範囲内にあるとみることができる。ただし、司法書士法の掲げる『司法書士の品位を保持し、その業務の改善進歩を図る』という司法書士会の目的達成のためには、会員の指導及び連絡という純然たる対内的な活動ばかりでなく、一定範囲での対外的な活動も予定されているというべきであり、これらの対外的な活動も右の司法書士会の目的と関連性がないとはいえず、また司法書士会においてこれらの活動を行うことが会員の一般的利益に反するということもできないからである(むしろ、これらの対外的活動が司法書士の品位の保持、社会的地位の向上に資する場合はあることは容易に推測されるところであ

る。」と判示しており、八幡製鉄政治献金訴訟最高裁大法廷判決の判例法理を踏襲し、(A)の公的支援金の災害寄付であろうと、(B)の被災司法書士会・司法書士への義捐金であろうと、(C)の一般被災者への義捐金であろうと行いいうると解されることから、正当というべきである。そして、本件訴訟では争点となっていないが、群馬司法書士会は、平成七年二月二五日開催の臨時総会において決議された本件拠出金以外に、平成七年二月一日に義捐金三〇〇万円(内訳は一〇〇万円は任意の募金によりまかない、二〇〇万円を群馬司法書士会の一般会計から支出)とハンディワープロ四台を兵庫県司法書士会に寄贈しているが、こうした前述の分類で言えば(B)の被災司法書士会・司法書士への義捐金も、原判決の立場からすれば当然「目的の範囲内」といえることになる。

今回の群馬司法書士会訴訟の上告審判決においても、本件訴訟が司法書士会の災害救援資金の寄付(私見は、原判決と同様に、(A)の公的支援金の災害寄付であろうと、(B)の被災司法書士会・司法書士への義捐金であろうと、(C)の一般被災者への義捐金であろうと、司法書士会は行えるとする立場にたつので、以下では断りのない限りこの三つの類型をあわせた災害救援資金の寄付として議論する)の可否のみならず司法書士会の活動の限界、ひいては強制加入団体の公益法人の活動の限界に関わる大きな問題を提起していることを踏まえつつ、本件訴訟の及ぼす影響を十分考慮した上で判断されることを求める次第である。

二 公益法人・強制加入団体の属性と目的の範囲

司法書士会が公益法人で強制加入団体であることから、司法書士会の災害救援資金の寄付を目的の範囲外とする

見解があるので、これを検討する。

確かに、営利法人よりも非営利法人の方が、公益性（公益法人）あるいは法人の構成員自身の利益保護（中間法人）の観点から「目的の範囲」を厳格に考える傾向があり、また、任意加入団体よりも強制加入団体の方が「目的の範囲」を厳格に考える傾向があるが、総論としてはそのようにいえるとしても、各論としては非営利、強制加入団体であることから安易に「目的の範囲外」に結びつけるべきではない。

営利性・公益性あるいは任意加入団体・強制加入団体といった団体の性格は、「法人の目的」を決定づける具体的基準としては機能しない。もともと、「法人の存立と活動の究極目的が営利であれ公益であれ、それを達成する手段として必要とされるであろう私法上の法律行為の種類が本来的・客観的に限定されるとは、どうてい考えられない。」のであり（幾代通『民法総則』一二二頁〔青林書院、第二版、一九八四〕）、「団体の属性（営利性、非営利性、公益性）を満足するために選択できる手段には、少くとも理論上は制限がない」というべきである（橋本基弘「非政治団体の政治的活動と構成員の思想・信条の自由（上）」高知女子大学紀要四一卷九〇頁（一九九三）、なお、同「強制加入団体の活動と会員の思想・良心の自由」上告人鑑定意見書九頁（二〇〇〇）参照、同様に、営利性・公益性が権利能力の限界を画する基準になりえないことを指摘するものとして、西原・前掲一〇二頁、渡辺康行「判批」ジュリ一一一三号一三頁〔平成八年度重要判例解説、一九九七〕、拙稿「判研」山院三九号一九一頁、青柳幸一「団体の規律と個人の自由」受新四九卷七号一四頁（一九九九）。例えば、公益性という基準から政治献金はなしえないと限界づけることができないことは、公益法人である宗教法人が宗教法人の税制等の優遇措置を主張する特定政党に政治献金を行ったり、慈善活動を目的とする公益法人が当該慈善活動に関わる社会福祉立法の成

立を主張する特定政党に政治献金を行ったりする場合を想起すれば明らかであろう。同様に、公益法人であることから、災害救援資金の寄付を「目的の範囲外」に結びつけることもできないといえる。

また、任意加入団体の場合に脱退の自由が保障されていても脱退することがいろいろな利害から困難な場合もあり、任意加入団体の場合に反対であるなら構成員であることをやめればよいという論理を振りかざすのは、問題の解決を誤り、「目的の範囲外」とすべきものを「目的の範囲内」に持ち込む危険がある。鹿児島地裁に一九九八年一〇月五日に提訴された公益法人ではあるが任意加入団体である日本歯科医師会の政治献金の事例は、強制加入団体が任意加入団体かでこの問題を解決する危険性を浮き彫りにしているといえよう（拙稿「政治活動と公益法人の目的の範囲―日本弁護士連合会総会決議無効訴訟を素材として―」山院四五号一八〇頁注二四参照）。この点、蟻川助教授の指摘が重要である。すなわち、「団体言論への反対者にとって、脱退の自由があることは、決定的に重要な『担保』である。しかし、このことを逆手にとって、『いやなら出ていけ』と迫ることは、断じて許すべきではない。反対ならば脱退すればよいと云うのは、問題の解決ではなくて、回避である。いやなら出ていけばいい、というのは、いわば『最後の議論』である。それは、団体言論への反対と団体への帰属意識とに引き裂かれた当の反対者自身が文字通り最後に出す『切り札』としてこそ決定的に重要なのであって、もし第三者がこの選択肢を彼に勧めるならば、それは、そのとき、『議論』であることをやめるだろう（ultima ratioが、『最後の議論』であるとともに、『戦争（ultima ratio regum）』でもあることは、暗示的である）。（蟻川恒正「思想の自由と団体規律」ジュリー一〇八九号二〇四頁（一九九六））。従って、強制加入団体であるから政治献金や災害救援資金の寄付は目的の範囲外で、任意加入団体であるから政治献金や災害救援資金の寄付は目的の範囲内との論理は導けないと考え

る。強制加入団体であることから災害救援資金の寄付を目的の範囲外とする橋本助教の上告人鑑定意見書の見解（橋本・前掲上告人鑑定意見書一四頁）は、この点で妥当性を欠くというべきである。

こうしてみると、災害救援資金の寄付の場合、公益法人であることから目的の範囲外・目的の範囲内は決定できず、また、強制加入団体であることから目的の範囲外・目的の範囲内も決定できないのであって、せいぜい公益法人、強制加入団体であることから具体的事情を考慮に入れて「目的の範囲」を慎重に決すべきであるといえるに過ぎないと考える。そして、こうした見地から慎重に決するならば、災害救援資金の寄付は目的の範囲内になることは本稿に論じるとおりである。

三 思想・信条の自由と目的の範囲

災害救援資金の寄付は「各人が自己の良心に基づいて自主的に決定すべき事柄であり、他から強制される性質のものではない」から、司法書士会が災害救援資金の寄付を行うことは会員の思想・信条の自由を侵害し、目的の範囲外であるとする見解があるのでこれを検討する。

南九州税理士会訴訟最高裁判決（前掲最判平成八年三月一九日）は、政治献金を税理士会の目的の範囲外とするにあたって、会員の思想・信条の自由との関係を考慮に入れるとしていたことから、民法四三条において憲法の間接適用を実現したものといえる（憲法の間接適用の媒介となる一般条項の役割を、民法四三条の法人の「目的ノ範囲」が果たすと指摘するものとして、西原・前掲一〇二頁、芹沢齊「『人権』と法人の憲法上の権利の享有」青法

三八卷三〇四号四八二頁（一九九七）、拙稿「政治献金と法人の目的の範囲―アメリカにおける政治資金規制を素材として―」（二・完）山院四三三四頁（一九九九）、市川正人「判批」ジュリ一七九号一頁（平成一一年度重要判例解説、二〇〇〇）、橋本・前掲上告人鑑定意見書八頁）。会員の思想・信条の自由を私人間に適用する場合に、民法九〇条の公序良俗違反とする構成も考えられるが、民法四三条論と民法九〇条論を比較してみたとき、以下の差異があり民法四三条論の方がすぐれていると考える。すなわち、

第一に、政治献金を、法人が、徴収決議に基づいて団体の構成員から個別に強制徴収する場合と、団体財産から支出する場合に關し、権利侵害から民法九〇条違反を問題とするアプローチでは団体財産から支出する場合は違法とすることが困難であるのに対し、民法四三条の目的の範囲外とするアプローチでは徴収決議に基づいて団体の構成員から個別に強制徴収する場合であろうと団体財産から支出する場合であろうと違法とすることが可能である（こうした指摘をするものとして、渡辺・前掲一三頁）から、構成として民法四三条論の方がすぐれているといえる。そして、こうしたことから、前掲最判平成八年三月一九日も、民法九〇条論を一切用いず、目的の範囲外とするアプローチを用いたと考えられる。

第二に、民法九〇条は、全員一致してもできない問題と考えるべきで、例えば法人の構成員全員が賛成する場合に政治献金を可能と解するならば、民法四三条論を用いた方がよいといえる（鈴木竹雄ほか「会社の政治献金―最高裁大法廷判決をめぐる―」ジュリ四六〇号二一頁（星野英一発言）（一九七〇））。

第三に、民法九〇条論は、民法七〇八条の不法原因給付の問題を発生させるため、無効となったとき返還請求権の行使が否定されるという問題が生じるので、民法四三条論の構成の方が妥当な結果を導けるといえる。

では、災害救援資金の寄付の場合には、会員の思想・信条の自由を侵害し、司法書士会の目的の範囲外となるかが問題となる。この点に関しては、会員に被災者支援のための金銭的負担を求めることが、会員の思想・信条の自由に対する何らかの制約と感ぜられるとしても、会員が金銭的負担を負わされることが直ちに一定の政治的、又は宗教的立場や信条の表明に直結することでもないから、会員の思想・信条の自由を侵害するほどのものではないというべきである（原判決同旨）。このことは、国家に置き換えても、国家の構成員である国民から例えば福祉目的税を徴収した時、老人・児童・障害者の日常生活援護に税金が使われることは、老人・児童・障害者にお金を使われたくない国民の思想・信条を侵害するとの主張が成り立ち得ない議論であることを想起すれば、明白であらう。

従って、司法書士会が災害救援資金の寄付を行うことは会員の思想・信条の自由を侵害せず、目的の範囲内であるというべきである。

なお、原判決では、司法書士会の災害救援資金の寄付を目的の範囲内とした上で、会員の協力義務の限界を超えていないかを判断しているが、前掲最判平成八年三月一九日により「目的の範囲」の判断で会員の思想・信条の自由を侵害しているか否かが判断されるという枠組みが認められた以上、会員の協力義務の限界を超えるか否かという枠組みで再び会員の思想・信条の自由を侵害するか否かを議論する実益はないと考える。端的に言うならば、「目的の範囲」の判断により会員の思想・信条の侵害がなされ協力義務の限界を超えたか否かの判断もつくされているといえる（拙稿「災害救援資金の寄付と公益法人の目的の範囲―群馬司法書士会震災復興支援金事件の東京高裁判決を素材として―」山院四四号二二頁以下（一九九九））。

四 一般財産からの支出と構成員からの個別徴収

災害救援資金の寄付を、司法書士会の一般財産から支出するならば目的の範囲内であるが、司法書士会の会員から復興支援特別負担金という形で強制的に個別徴収していることから、目的の範囲外であるとする見解、あるいは、会員の協力義務の限界を超えるとする見解があるので、これを検討する。

確かに、最判昭和五〇年一月二八日民集二九卷一〇号一六九八頁は、労働組合が一般基金から政治献金を行うことは法的には許されたものとしたが、政治献金のための臨時組合費を個別に強制徴収するようなことは組合員の協力義務の限界を超えるとして許されないと判断している。前記見解は、司法書士会の災害救援資金の寄付の場合にも、この最高裁の判断枠組みを用いようとするものである。

しかし、そもそも、このような一般財産からの支出と構成員からの個別徴収を区別し、構成員からの個別徴収は拠出者と信条の一体化が生じる（佐藤繁・最高裁判所判例解説民事篇昭和五〇年度五六事件評釈五九二頁以下〔法曹会、一九七九〕）から許されないと立場（こうした立場を分離論と名付ける）は、以下の理由から採用すべきでないと考えられる（学説上、分離論の不当性を指摘するものとして、蟻川・前掲二〇三頁以下、長谷部恭男『憲法』二二〇頁〔新世社、一九九六〕、拙稿「法人の目的の範囲―政治献金は法人の権利能力の範囲内か―」山院三八号三〇四頁以下〔一九九七〕、甲斐・前掲リマークス一〇頁がある）。すなわち、

第一に、法人の財産から支出することが許されると、構成員に支出目的が知らされず構成員に反対の機会

が与えられないという問題が生じる。

第二に、例えば政治献金の場合、一般財産からの支出を認めると、会費名目で政治献金を強制されるにすぎず、抜け道を与えるに過ぎないといえる。

第三に、例えば群馬司法書士会の場合、平成一一年度において、会費の収入は、一般会費（月一万円）と特別負担金（不動産登記事件等甲号事件一件二五〇円の証紙による徴収）とからなり、これ以外に臨時徴収を行うものとして、会館建設特別負担金という形で目的を明示して不動産登記事件等甲号事件一件五〇円の証紙による徴収を行っているが、こうした実態からみるならば、一般財産からの支出と個別徴収という点では質的に差異がなく、分離論は、目的を明示して個別徴収したか否かの区分でしか意味をもたないが、政治献金に使うことを知らせずに団体財産補充のために会費の追加徴収を臨時になす場合は許され、徴収決議に基づいて政治献金であることを明示し法人の構成員から個別に強制徴収する場合は許されないとするのは、政治献金に支出するという点では実質上同じ行為であるのに、使途を隠していれば法人の支出を適法とする点でごまかしを奨励する不合理な区別というべきである。

第四に、拠出者と信条の一体化という点でも、例えば政治献金の場合、毎年同じ政党に政治献金している法人に会費を支出するのは、拠出者と信条の一体化が生じているから、拠出者と信条の一体化という基準で区別を正當化する分離論は無理があるといえる。

第五に、一般財産から支出するか、構成員から強制的に個別徴収して支出するかは、支出する法人の側からすれば質的差異があると考えておらず単に法人の財政状況その他の諸事情から個別徴収による支出の選択がなされるの

であり（前述した平成一一年一二月一六日の日本弁護士連合会臨時総会において、国会議員等への働きかけも含む司法制度改革審議会対策のため特別会費を月額一〇〇〇円ずつ各会員から徴収することが決定しているが、この提案理由が「司法制度改革関連予算は、本年度も一般会計の中で最大限の配慮をしたが、前記諸費用を一般会計から支出することは、現在の当連合会の財政状況から見て不可能であり、前記支出予想額を賄うためには、会員からの特別会費に頼らざるを得ない。」としている点は、このことを裏付けるものといえる）、また、構成員の側からしても一般財産からの支出は構成員が負担した会費から支出されたのであり構成員が金銭的負担を負わされた点では個別徴収と差異がないといえるから、一般財産から支出するか、構成員から強制的に個別徴収して支出するかで結論を一八〇度異にする分離論は不当といえるべきである。

従って、政治献金の場合には、徴収決議に基づいて法人の構成員から個別に強制徴収する場合であろうと、法人の一般財産から支出する場合であろうと、構成員の思想・信条の自由を侵害するから法人の目的の範囲外と考える。しかし、災害救援資金の寄付の場合には、会員が金銭的負担を負わされることが直ちに一定の政治的、又は宗教的立場や信条の表明に直結するということもできないから、思想・信条の自由を侵害するほどのものではないといえるべきであって、徴収決議に基づいて会員から個別に強制徴収する場合であろうと、司法書士会の一般財産から支出する場合であろうと、司法書士会の目的の範囲内の行為であり、会員の協力義務の限界を超えないと考える。

なお、百歩譲って、仮に分離論を認めたとしても、個別徴収が許されない根拠は「拠出者と信条の一体化」が生じることにあるのであるから、会員が金銭的負担を負わされることが直ちに一定の政治的、又は宗教的立場や信条の表明に直結するということができない災害救援資金の寄付の場合には、「拠出者と信条の一体化」が生じていな

いのであり、個別徴収は許されるというべきである。従って、分離論に立ち、災害救援資金の寄付を司法書士会の会員から復興支援特別負担金という形で強制的に個別徴収していることは、目的の範囲外であるとする見解、あるいは、会員の協力義務の限界を超えるとする見解は、成立しえないといえる。

五 寄付の金額と目的の範囲

不動産登記事件等甲号事件一件当たり五〇円の復興支援特別負担金を会員に課し、群馬司法書士会から阪神大震災救援司法書士対策本部に三〇〇〇万円の拠出をしたことは、群馬司法書士会の規模、予算等からしてあまりに巨額で、会その他の通常の業務運営が困難となる事態が予想されるから、群馬司法書士会の目的の範囲を超えるとの見解があるので、これを検討する。

まず、その前提として、寄付の金額の多寡が民法四三条の「目的の範囲」を左右するか否かが問題となる。

鈴木竹雄教授は、寄付の金額の多寡が「目的の範囲」を左右するとの立場につき、「それは法的安定を害するものであって、私は到底賛成できない。」とし、「もらわないでも仕方がない寄附をもらうのだから、その効果について危険を負担しても仕方がないというような論理が簡単に肯定できるだろうか。寄附を受けたあとでそれが無効とされた場合に、善意者はただ現存利益の限度で返還すればよいとしても、現存の意義に関する普通の解釈によれば、受贈者にとって大変なことである。ことに、この場合の寄附の効力を決定する基準は、その寄附の相手方と会社との関係、その会社の規模、資産状態など諸般の事情を考慮して社会的に相当ないし応分とみとめられる金額と

いうのであるから、それはあいまいきわまるものであって、このような基準による判定は当の会社にとってすら容易なことではない。いわんや相手方にとっては不可能といつても過言ではあるまい。当該寄附の金額だけを考へても、たとえば科学振興のため巨額の財団法人を設立したら、その効力も前記の基準によつて判定されることにならざるをえないが、それでよいだろうか。さらに、会社がすでに寄附した額も諸般の事情として考慮されなければならぬとしたら、どういうことになるか。既往の寄附額をも合わせて、それが応分を超えると、それ以後の寄附が無効となるというのかもしれないが、既往の寄附額など第三者には知る由もないことである。同様に、会社の資産状態ないし業績も、外部からは必ずしもわかりえないものであるが、それでも仕方がないというのは、寄附を受けた者の地位をあまりにも不安定にするものであろう。松田裁判官は、このような漠然たる基準も判例の積み重ねによつて次第に明らかになるといわれるが、『応分』の程度が個々の具体的に定まるものである以上、それは不可能なことではあるまいか。」と主張される（鈴木竹雄「政治献金事件の最高裁判決について」商事五三一号四頁以下（一九七〇））。

しかし、八幡製鉄政治献金訴訟最高裁大法廷判決（前掲最大判昭和四五年六月二四日）で、補足意見を書いた松田裁判官は、金額の多寡が「目的の範囲」を左右するとの立場に立ち、「寄附の効力がきわめて不安定になるとの非難」を予想して、次のように論じている。すなわち、「それは、従来、『正当の事由』ということが、各場合の状況により具体的に判断されるに類するといえよう。そして、会社による寄附の効力は、新しく提起された問題であるが、やがて判例の積み重ねによつてその基準が次第に明らかになってゆくであろう（会社関係において画一的基準が明らかでないことは、望ましいことではない。しかし、止むを得ない場合には、かかることを生じるのであ

る。たとえば、株式の引受または株金払込の欠陥がある場合、それがいかなる程度のものとき会社の設立無効を来すかは、具体的に決める外はないのである。そして、その献金が会社の権利能力の範囲外の行為として無効と認められる場合でも、相手方の保護を全く欠くわけではない。何となれば、これを約した会社の代表取締役は、民法一一七条により相手方に対しその責に任ずべきものだからである。かくて、叙上に照して多数意見を見るならば、それは会社がその企業としての営利的活動の面において認められた広範囲の権利能力をば、不当に会社の行う政治献金にまで拡大したものとごとき思われる。そして、多数意見によるときは、会社の代表者が恣意的に当該会社としては不相応の巨額の政治献金をしたときでも、それが有効となり、その事により会社の経営が危殆に陥ることすら生じ得るであろう。かかることは、企業の維持の点よりしても、また、社会的観点よりしても、寒心すべきはいうまでもないのである。」としていた。また、同様に補足意見を書いた大隅裁判官も、金額の多寡が権利能力の範囲を左右するとの立場に立ち、「いわゆる相当（応分）の限度を越えてなされた行為は、相手方の善意悪意を問わず、無効であるにかかわらず、その相当性の限界が不明確であるから、法的安定を妨げる、とする批判」を予想して、次のように論じている。すなわち、「上述のごとき行為については、通常の取引行為におけるとは異なり、取引安全の保護を強調する必要はなく、むしろ会社財産が定款所定の目的を逸脱して濫費されないことについて有する社員の利益の保護が重視されるべきものと考える。」としていた。

整理するならば、この点に関する対立は、第一に、金額の多寡が権利能力の範囲を左右するとなると基準が不明確となることからこれを排除し、法的安定性を重視するか、あるいは、判例の積み重ねによりある程度は基準は明確となるのであり、法律概念の抽象性から、一定程度の不明確さが残るのはやむを得ないとし、むしろ具体的妥当

性を重視するかという点にあり、第二に、取引の安全を重視するか、あるいは、構成員の利益の保護を重視するかという点にあり、第三に、寄附を受けたあとでそれが無効とされた場合に民法七〇三条の返還義務を負う受贈者の不利益を重視するか、あるいは、寄附を受けたあとでそれが無効とされ民法七〇三条で現存利益が返還させられたとしても、①受贈者は、民法一一七条によりこれを約した法人の代表者に責任を追及する方法（本人が虚無人の場合、または、本人が実在するも本人に権利義務を帰せしめ得ない場合、民法一一七条の無権代理人の責任が類推適用されるとするのが、学説・判例である。判例上、株式会社発起人が設立登記前に右会社の代表取締役として第三者と契約を締結した場合につき、民法一一七条の類推適用を肯定してその発起人の責任を認めたものとして、最判昭和三十三年一〇月二四日民集一二卷一四号三二二八頁、また、手形法八条の事例ではあるが、実在しない法人の代表者名義で手形を振り出した場合に、その者の責任を手形法八条を類推適用して認めたものとして、最判昭和三八年一月一九日民集一七卷一一号一四〇三頁、理事等が虚無人を代理した場合に一一七条の責任を認める学説として、幾代通『民法総則』三六七頁〔青林書院、第二版、一九八四〕や②民法四四二条二項により「其事項ノ議決ヲ賛成シタル社員、理事及ヒ之ヲ履行シタル理事其他ノ代理人」に賠償の連帯責任を追及する方法があることを重視するかという点にある。

思うに、有効・無効となる基準が不明確という点については、民法一一〇条の「正当事由」が問題となる場合、民法九〇条の「公序良俗」が問題となる場合、民法一条の「信義誠実の原則」「権利の濫用」が問題となる場合には、有効・無効の基準がある程度不明確となるのは不可避であり、鈴木教授が法人にこれらの規定の適用を一切否定するならば一貫するがそうでない以上、民法四三条の「目的の範囲」内か否かを判断するにあたって金額の多寡

が影響を与え基準がある程度不明確となることを一切認めないとすることは、説得力に欠けると思われる。法人の目的に関する「判例法理は、法人の種類（営利・公益・中間）に応じて、具体的に妥当な解決をはかるための技術的手段として、換言すれば、法人の種類に応じて、法人の構成員の利益と第三者の利益を適当に調整するための「一般条項」的なものとして、巧みに用いられて来たといえる」のであり（柳川俊一・最高裁判所判例解説民事篇昭和四五年度（下）八八事件評釈八九七頁〔法曹会、一九七二〕）、こうした「一般条項」としての性格に鑑み、基準がある程度不明確となることは不可避というべきである。むしろ、前田教授が指摘されるように営利法人の非営利行為及び非営利法人の行為の場合には、構成員の利益あるいは公益を第一次的に保護すべきであり（前田達明「法人の目的」法教二二三号一四頁以下（一九九八））、受贈者の保護は民法一一七条ないし民法四四四条二項などでその保護を図ることもって足りるというべきである。従って、金額の多寡が「目的の範囲」に影響を与え、権利能力の範囲を左右すると解したい。こうした立場に立つものとして、原判決、前掲最大判昭和四五年六月二四日の松田二郎補足意見（入江俊郎、長部謹吾、岩田誠が同調）と大隅健一郎補足意見、前掲東京地判昭和六二年九月二二日、石井照久『商法論集』六一頁（勁草書房、一九七四）、近江幸治『民法講義Ⅰ〔民法総則Ⅰ〕』一〇〇頁（成文堂、一九九二）、河内宏「法人の目的の範囲」森泉章ほか編『民法基本論集一卷』六六頁（法学書院、一九九四）、遠藤浩『民法基本判例Ⅰ総則』三五頁（信山社、一九九五）、船越隆司『民法総則 理論と実際の体系Ⅰ』三八五頁（尚学社、一九九七）、拙稿「災害救援資金の寄付と公益法人の目的の範囲―群馬司法書士会震災復興支援金事件の東京高裁判決を素材として―」山院四四号二二頁（一九九九）などがある。また、前田教授も、営利法人の政治献金を目的の範囲内とすることに付き、「多額の場合に疑問が残る」とされており（前田達明「法人の権利能

力・行為能力・不法行為能力（②）法教一一〇号五九頁（一九八九）、同様の見解にたつと思われる。

では、群馬司法書士会の阪神大震災救援司法書士対策本部への三〇〇〇万円の寄付が相当な金額でなく目的の範囲外といえるか否かが問題となる。

確かに、原判決が指摘するように、「三〇〇〇万円という金額は本件決議がされた前後の控訴人の年間予算約九〇〇〇万円の三分の一の金額に相当すること、これまでの新潟地震や北海道奥尻島沖地震、長崎県雲仙普賢岳噴火災害の災害に対し儀礼の範囲を超える義援金が送られたことはないこと、控訴人会の会員について火災等の被災の場合拠出される見舞金は五〇万円であること（共済規則一八条）、他の兵庫県司法書士会以外の司法書士会から兵庫県司法書士会が設置した阪神淡路大震災市民等救援司法書士基金に寄せられた金員の額は、兵庫県会自らが拠出した六〇〇〇万円を除けば、東京会五〇〇万円、三重県会一〇〇〇万円、広島県会一〇〇〇万円、栃木県会約七四万円、愛知県会四〇〇万円、京都会一〇〇〇万円、岡山県会一〇〇〇万円等であることからすると、本件の寄付金三〇〇〇万円は控訴人会の規模としてはやや多額との印象を受ける」かもしれない。

しかし、群馬司法書士会には約一億円の共済特別会計の積立てがあつたのであり、共済特別会計の積立てから約三割の三〇〇〇万円を借り入れて復興支援特別会計への貸出を行い、三年計画で共済特別会計に償還する形をとつたという点を確認する必要がある。従つて、群馬司法書士会の一年間の負担は一〇〇〇〇万円といふべきであるから、年間予算の三分の一でなく九分の一の金額に相当するとみるべきである。また、どの災害にいくらういう形で支出するののかという点については、災害の規模、被災した司法書士会・司法書士の状況、法的救援活動の必要性の有無、団体の事情（予算事情、被災司法書士会との関係の深さ、司法書士会の社会的責任の認識の程度など）等

により変わりうるから、団体自治の問題として多数決原理による団体の意思決定で決すべき問題と考える。たとえそれが、会員について火災等の被災の場合拠出される見舞金は五〇万円であるということとのバランスからみて不当の問題はありうるとしても、団体の多数決によって司法書士会の社会的責任を果たすために相当な金額と判断して支出したのであり、三年計画の返済が無理のない計画であつて（このことは借入金金の償還が予定より約半年早く完了したことから伺える）、三〇〇〇万円の中の六〇〇万円に充当するとされた会員の復興支援特別負担金を除く会の経費の節減（計画年額二〇〇万円）により、群馬司法書士会の通常の業務活動に支障が生じた事情は窺えない以上、著しく不当ということはできないと考える。他の司法書士会がいくら支出したかという点についても、本件訴訟が提起され日司連の会長会に反対派が警告文書を配布したことから、山形司法書士会が寄付をとりやめたり、栃木司法書士会が寄付を縮小したなどという影響も出ているのであつて、他の会の動向を問題にすることは公平とは思われないし、この点は不問に付したとしても、そもそも各司法書士会にとつていくらが相当な金額かは、それぞれの財政事情によつても異なつてくるといえる（例えば、会館建設のため財政に余裕がないとか、共済特別会計の積立てがあまりないとかといった事情）。むしろどこかの司法書士会が率先して多額の寄付を行わなければ、他の司法書士会が追従しないという側面があるのであつて、共済特別会計の積立てがあり財政事情に余裕のある群馬司法書士会が三〇〇〇万円の支出を決定したことは、まだ会館を建設してから五年しか経過していないという大変な財政事情の中で三重司法書士会が一〇〇〇万円の支出を決めていることをみても、相当でないということではきないであろう。

もつとも、災害救援資金の寄付といつても、(A)の公的支援金の災害寄付、(B)の被災司法書士会・司法書士

への義捐金、(C)の一般被災者への義捐金という二つの類型があり、「目的の範囲」を判断するに当たって相当な金額の程度が変わることはありうるといえる。本件においては、同じく日本司法書士会連合会を構成している単位司法書士会の「公器」としての機能が損なわれたことから、それを回復するために行われる(A)の公的支援金の災害寄付であり、相当の金額を判断するに当たっても三〇〇万円という金額は全く不当でない金額と考える。従って、群馬司法書士会の阪神大震災救援司法書士対策本部への三〇〇万円の寄付は、相当な金額であり目的の範囲内であったと考える。

次に、不動産登記事件等甲号事件一件当たり五〇円の復興支援特別負担金を会員に課したことが、相当な金額でなく目的の範囲外といえるか否かが問題となる。

拠出金三〇〇万円のうち、六〇〇万円は一般会計より繰り入れ、残りの二四〇〇万円を不動産登記事件等甲号事件一件当たり五〇円の特別負担金で徴収したわけであるが、この二四〇〇万円を会員数(平成七年二八一名、平成八年二八四名、平成九年二七八名の平均二八一名)で除すと、会員一人当たり平均して約八万五四〇九円を負担したことになる。

確かに、会員一人当たり平均して約八万五四〇九円の負担になったことからすると、やや多額との印象を受けるかも知れない(上告人は会員一人当たり約一十一万円の負担と主張するが、その算出根拠が不明であり、原判決も正確な数字と考えたためか、会員一人当たり約一十一万円の負担との認定はしていない)。

しかし、約八万五四〇九円は、三年間の徴収の結果、会員一人当たり平均して約八万五四〇九円ということになるのであり、一年間では会員一人当たり平均して約二万八四七〇円であることに鑑みると、極端に多額というわけ

ではない。

原判決は、「控訴人の会員の報酬総額（平成六年度から平成八年度にかけて約四〇億円前後……筆者注）、これらから窺い得る会員一人当たりの年収、前記のように、受託甲号一件当たり五〇〇円の特別負担金は、控訴人所属の会員の一件当たり受託報酬平均二万円前後からみるとその負担割合は約〇・二パーセントに止まることなどからして、本件特別負担金の額が社会通念上会員の協力義務を否定すべきほどに過大であったとも認めることはできない」と判示しているが、会員の報酬総額、年収、受託甲号一件当たりの受託報酬とのバランスからしても、不動産登記事件等甲号事件一件当たり五〇〇円の負担は、合理的であり相当な金額であるといえる。

さらに、このことを詳細に検証するために、別表の「会費・特別負担金・報酬の推移（S六三～H一一）」をみるならば、復興支援特別負担金が課された平成七年～平成九年でみたとき、復興支援特別負担金は相当な金額であったことが浮き彫りになってくる。すなわち、平成七年度は、会費の収入は、一般会費（月一万円）と特別負担金（不動産登記事件等甲号事件一件二五〇円の証紙による徴収）とからなり、これ以外に復興支援特別負担金が不動産登記事件等甲号事件一件五〇〇円の証紙により徴収されているが、既に不動産登記事件等甲号事件一件から二五〇円の会費が証紙により徴収されている（これは不動産登記事件一件の平均報酬二万二〇〇〇円の一・二％にすぎない）ところへ五〇〇円の復興支援特別負担金が課されているのである（これは不動産登記事件一件の平均報酬二万二〇〇〇円の一・二％にすぎない）し、会員報酬総額四一億七千七百六十七円からみても、会費収入（一般会費と特別負担金）の会員報酬総額に占める割合は二・一％であり、会費収入に復興支援特別負担金収入を加えた収入の会員報酬総額に占める割合も二・四％にすぎない。また、平成八年度は、会費の収入は、一般会費（月一万円）

と特別負担金（不動産登記事件等甲号事件一件二五〇円の証紙による徴収）とからなり、これ以外に復興支援特別負担金が不動産登記事件等甲号事件一件五〇円の証紙により徴収されているのであるが、既に不動産登記事件等甲号事件一件から二五〇円の会費が証紙により徴収されている（これは不動産登記事件一件の平均報酬二万九〇〇円の一・二％にすぎない）ところへ五〇円の復興支援特別負担金が課されているのである（これは不動産登記事件一件の平均報酬二万九〇〇円の〇・二％にすぎない）し、会員報酬総額四三億九二八七万三四〇六円からみても、会費収入（一般会費と特別負担金）の会員報酬総額に占める割合は一・九％であり、会費収入に復興支援特別負担金を加えた収入の会員報酬総額に占める割合も二・一％にすぎない。さらに、平成九年度は、会費の収入は、一般会費（月一万円）と特別負担金（不動産登記事件等甲号事件一件二五〇円の証紙による徴収）とからなり、これ以外に復興支援特別負担金が不動産登記事件等甲号事件一件五〇円の証紙により徴収されているのであるが、既に不動産登記事件等甲号事件一件から二五〇円の会費が証紙により徴収されている（これは不動産登記事件一件の平均報酬二万一六〇〇円の一・二％にすぎない）ところへ五〇円の復興支援特別負担金が課されているのである（これは不動産登記事件一件の平均報酬二万一六〇〇円の〇・二％にすぎない）し、会員報酬総額四〇億七六七六万四五五二円からみても、会費収入（一般会費と特別負担金）の会員報酬総額に占める割合は一・九％であり、会費収入に復興支援特別負担金を加えた収入の会員報酬総額に占める割合も二・〇％にすぎない。こうしてみると会費に復興支援特別負担金が加わった会員への徴収額は、会員報酬総額の二・四％（平成七年）、二・一％（平成八年）、二・〇％（平成九年）にすぎず、復興支援特別負担金が加わらない会費の徴収額が、会員報酬総額の二・一％（平成七年）、一・九％（平成八年）、一・九％（平成九年）であったことからすると、過大な負担が加わったと

はいえないであろう。また、昭和六三年度から平成一一年度までの、会費等（会費以外に平成七年～平成九年に復興支援特別負担金が不動産登記事件等甲号事件一件五〇円の証紙により徴収され、平成一〇年～平成一一年に会館建設特別負担金が不動産登記事件等甲号事件一件五〇円の証紙により徴収されている）の会員からの徴収額が会員報酬総額に占める割合でみたとき、一・三％（昭和六三年）、二・二％（平成元年）、二・〇％（平成二年）、二・五％（平成三年）、二・一％（平成四年）、二・一％（平成五年）、二・一％（平成六年）、二・四％（平成七年）、二・一％（平成八年）、二・〇％（平成九年）、二・二％（平成一〇年）、二・三％（平成一一年）であり、復興支援特別負担金の徴収が加わった平成七年から平成九年度の三年間が他の年度に比べて徴収が多かったとはいえず、とりわけ平成九年度は平成二年度と並んで二・〇％と最低の数字を記録しているのであり、復興支援特別負担金の徴収によって会員の負担が過大になったというのは事実には反するといえよう。

なお、新しい会館建設のため平成一〇年度から不動産登記事件等甲号事件一件五〇円の証紙による徴収がなされているが、このことは、会費として特別負担金が既に不動産登記事件等甲号事件一件二五〇円課されているので、これに加えて臨時の特別負担金を徴収する場合、不動産登記事件等甲号事件一件五〇円の負担を課することが相当な金額であることを示しているのであり、復興支援特別負担金を不動産登記事件等甲号事件一件五〇円としたことは相当な金額であったといえる。

従って、不動産登記事件等甲号事件一件当たり五〇円の復興支援特別負担金を会員に課したことは、相当な金額の徴収であり、目的の範囲内であったと考える。

六 財産権の侵害と目的の範囲

不動産登記事件等甲号事件一件当たり五〇円の復興支援特別負担金を会員に課したことが、会員の財産権を侵害するとの見解があるのでこれを検討する。

そもそも司法書士会が目的の範囲内の行為を行うために、会則ないしは総会決議に基づき、会員から一般会費あるいは特別負担金を徴収するのであれば、会員は支払う義務がある（高松高判平成四年七月三〇日金判九一五号二四頁、これを是認した最判平成七年一月二四日判例集未登載）のであり、会員の財産権侵害の問題は生じないといえる。会員の財産権侵害の問題が生ずるのは、司法書士会が目的の範囲外の行為を行うために、会員に協力義務のない負担金を課した場合であるといえる。前記一で論じたように司法書士会が災害救援資金の寄付で応分の負担をすることも、社会的に相当と認められる限り、目的の範囲内にあるといえるから、こうした行為を行うために会員に特別負担金の負担を課しても、会員は協力義務があるのであり、会員の財産権侵害の問題は生じないといえる。

もつとも、特別負担金の額が過大な金額である場合には会員の財産権侵害の問題が生じるとも考えられるが、前記五で論じたように相当な金額の負担か否かという問題は「目的の範囲」の判断によりなされるのであり、結局、過大な金額であることを理由とする会員の財産権侵害の問題は、不動産登記事件等甲号事件一件当たり五〇円の復興支援特別負担金が相当な金額で目的の範囲内といえるか否かの問題に解消されるといえる。そして、前記五で詳

細に論証したように、不動産登記事件等甲号事件一件当たり五〇円の復興支援特別負担金は相当な金額であり目的の範囲内であるから、会員の財産権侵害の問題は生じないといえる。

七 終わりに

以上より、司法書士会の災害救援資金の寄付は、(A)の公的支援金の災害寄付であろうと、(B)の被災司法書士会・司法書士への義捐金であろうと、(C)の一般被災者への義捐金であろうと、応分の寄付であるなら目的の範囲内とすべきであり、しかも、(A)の公的支援金の災害寄付であったことから、不動産登記事件等甲号事件一件当たり五〇円の復興支援特別負担金を会員に課し、群馬司法書士会から阪神大震災救援司法書士対策本部に三〇〇〇万円の拠出をしたことは、相当な金額というべく、目的の範囲内であったといえる。

なお、上告人が提出した鑑定意見書は、本件訴訟と同様の問題を提起した事件として、アメリカ合衆国の一九九〇年六月四日の連邦最高裁のカリフォルニア州弁護士会事件判決 (Keller v. State Bar of California, 496 U.S. 1 (1990)) をあげている (橋本・前掲上告人鑑定意見書二七頁以下)。右判決は、同弁護士会が所属弁護士の一部が賛成しない政治的イデオロギー的活動に資金を供給するために会員から強制徴収した会費を使用することは、そうした支出が法的専門職を統制し法的サービスの質を向上させるといふ目的のために必ずしも合理的に負わされていない場合、言論の自由を定めた合衆国憲法第一修正に違反するとしている。その上で、右判決は、「上訴人は、州弁護士会が、とりわけ州の立法、すなわち、(a) 州ないし地方の行政機関の雇用者が被用者に嘘発見器の検査を

するよう要求することを禁ずる法、(b) 甲鉄を貫通するような強力拳銃の弾薬の所持を禁ずる法、(c) 大気汚染を引き起こした者を無制限に訴える訴権を創設する法、(d) 他国から、労働者を招聘する計画を制定したり労働者の受け入れを許可することを、やめるよう議会に要求する法、といった州の立法に賛成したり反対したりするロビー活動に従事してきたと主張する。上訴人の訴状はまた、州弁護士会によって資金を供給され後援された代表者会議が、銃規制の州民発案を支持し、被害者の権利章典の再審裁判を考えている合衆国上院候補者の声明を非難したり、核兵器凍結の州民発案を支持したり、妊娠中絶、公立学校での礼拝、人種差別廃止のための生徒のバス通学輸送について連邦裁判所の管轄を制限する連邦の立法に反対したと主張する。一方では、弁護士会の役員や会員が法律事務を取り扱う職業の統制を最終的に負わされている人々への専門的助言者として本来的に行動する州弁護士会の活動と、他方では、そうした目標の促進に合理的関連性を有しない政治色あるいはイデオロギー色のついた州弁護士会の活動との間の境界線が正確にどこに置かれるかを見分けることは、必ずしも容易ではない。しかし、その範囲の両極端は明確である。すなわち、銃規制や核兵器凍結の州民発案を支持し促進するために、強制的な会費が使われてはならない。他面において、上訴人は、弁護士会の会員の懲戒や専門職のための倫理規定の提案に関係した活動のために使われる強制的な会費に、憲法上有効な反対をすることはできないのである。」(Id. at 15-16)として、原判決を破棄し事件を差し戻している。群馬司法書士会訴訟は、政治的イデオロギー的活動とは全く関係のない災害救援資金の寄付の事例であり、カリフォルニア州弁護士会事件判決の先例拘束性はない事案であった、カリフォルニア州弁護士会事件判決が構成員の思想・信条を侵害する政治的イデオロギー的活動に厳格な判断をしたことをもって、群馬司法書士会訴訟のような構成員の思想・信条の自由を侵害しない災害救援資金の寄付の

場合も厳格に解釈すべきとの帰結は導けないといえよう。

ところで、阪神大震災は、原審における控訴人の主張にあるように、「平成七年一月一七日に発生したマグニチュード七・二の地震は、阪神淡路地区を中心に死者六四二六名、重軽傷者四万三七二二名の人的被害と、一部損壊を含む倒壊住宅四八万八二二二棟、全焼住宅六四一八棟という甚大な被害を与えた。これに伴い司法書士会が開説した法律相談所には市民からの法律相談が殺到し、とりわけ平成七年一月二七日から二月二八日までは、連日一日百件をはるかに超える件数の相談があり、平成七年一月から同八年一月までの間に、兵庫県内における相談件数は一万八六六〇件、相談場所数は三三三八、総相談員数は五七〇一（うち他会が一五六一）であった。兵庫県司法書士会は、こうして殺到する法律相談に応じ、国民の権利の保全に寄与する職責と使命を果たさんと全力を尽くしたが、兵庫県司法書士会自体、被災地区に事務所を有するほぼ全員が被害を受けたといっても過言でなく、死亡した会員は二名、建物が全壊した会員八七名、半壊した会員一六〇名という状況であった。そこで、兵庫県司法書士会は、平成七年一月三〇日に日本司法書士会連合会、各ブロック会、各単位会宛に『…会員二名の死亡をはじめ、事務所の崩壊、自宅の崩壊等多大な被害が発生しており、事務所内の破損等は被災会員のほとんどが被っている状態であります。会員の事務所、自宅の回復並びに今後の先行きを考えますときに多大の不安があり、特に経済面における不安は特別であります。本会といたしましては、このような悩みを持つ多数の被災会員を抱えておりますもの、司法書士の職責に鑑み近日中に市民法律相談を電話にて受け付ける予定であり、司法書士制度の存続にかけて頑張る所存でありますので、連合会及び各単位会におかれましても、出来る限りのご支援をいただきたく特別の配慮を心より願います次第であります。…』等と記載した報告書を提出している。」という空前の規模の大災害

であった。

こうした兵庫県司法書士会・司法書士の危機的な状況に対し、群馬司法書士会は会を挙げて組織的にしかも最大限ともいえる誠意を持った対応をしたのであり（このことは、群馬司法書士会が拠出した三〇〇〇万円は、兵庫県会自らが拠出した六〇〇〇万円を除けば、東京会五〇〇万円、三重県会一〇〇〇万円、広島県会一〇〇〇万円、栃木県会約七七四万円、愛知県会四〇〇万円、京都会一〇〇〇万円、岡山県会一〇〇万円に比べ多いことから伺える）、平成七年二月二五日の群馬司法書士会の臨時総会で、不動産登記事件等甲号事件一件当たり五〇円の復興支援特別負担金を会員に課し、群馬司法書士会から阪神大震災救援司法書士対策本部に三〇〇〇万円の拠出を行う旨の決定がなされたのである。この臨時総会で最後に意見を述べた高崎支部の稲垣会員の発言は、司法書士会の社会的責任を十分自覚したものであり、災害救援資金の寄付は司法書士会の目的の範囲内であるかという問題の核心をみごとについているので、この発言を引用して鑑定書の結びとしたい。

「高崎支部の稲垣です。私は、先日、全青司の代表会議がありまして、兵庫の青年会の会長の方と直接お会いして、現地の状況を聞いていますけれども、二〇一名の方が自宅ないし事務所を全半壊されておりまして、三五〇名いる被災地のほかの方はどうなのかというと、事業を再開できない状態だということを聞いております。それでは、事務所が壊れている方はほかのテナントを借りてやればいいではないかという意見もあって、それに対して兵庫の方は、大手の企業が被災地区周辺のテナントを全部借り切っていて事務所を借りることができない。借りたくても借りられないという状況があるわけです。なおかつ、仕事量は五分の一以下という状況だそうです。事務所としての再開はほぼ一年ぐらの規模で、できないという状況があるわけです。この前の一八日に兵庫

会の臨時総会が開かれまして、日ごろはそんなに集まらない会員の方がたくさんお集まりになって、いろいろな形の登記権の決議とか、そういう討論をしているわけです。どうか自力でやっていこうということを彼らは議論をしているわけです。全国代表会議のときも一言も何々をしてほしいということを言わないのです。言えないという部分があると私は思うのです。兵庫県会の岡田なおきさんの感謝の手紙が皆さんのところにファックスで行かれて、お読みになった方があると思うのですけれども、カンボジアの難民の方が被災地の方に義援金を出したということを知って、涙を流していらっしゃるというように、現地の神戸会の人たちは非常に敏感になっているわけです。群馬のことも当然、きょうの総会がどのような形で進んでいって、どうなるうとしているのかということを経験の司法書士たちは見守っています。日ごろ、長い距離離れた群馬の司法書士とはそんなに関係ないなあと思っていた兵庫の人たちも、今回の動きの中で司法書士とは一人ではないのだ。司法書士とは全国の仲間の中の一人としてやっているのだ。何かあつたら全国の仲間が、全体として動くかどうかはわからないけれども、必ず何かの動きは出てくるのだという安心感、信頼感を持って、きょうの総会を兵庫の司法書士たちは見詰めていると思います。ですから、いろいろと異論はあると思いますが、群馬司法書士会が今出せる金は三〇〇〇万円が限度だというところで、この算出方法としていろいろと思えますけれども、今、兵庫県の市民、司法書士が困っていて、ここで司法書士が手をこまねいていれば、私たちの制度的な意味における責任の取り方として私はまずいと思いません。

高崎支部の集まりでは野口さんという方が、古い話になるのですけれども、大正のコメ騒動の時の借金の問題について、弁護士会は率先していろいろな法律相談に乗ったり、いろいろな困難の中で庶民のために働いたというこ

とで、司法書士はそのときにあぐらをかいてしまったから弁護士と司法書士の差が生まれてしまったのだという話を聞いております。全国代表者会議のときに聞いた話では、韓国には法務士という制度があります。昔は司法書士という制度だったのですね。日本の植民地だったので同じ法律が適用をされていた関係だと思うのですけれども、なぜ法務士かという評価が上がったのです。社会的地位が上がったのです。なぜ上がったかというと、私の聞いた話では、朝鮮戦争のときに戸籍がかなり焼失してしまっただけです。その時に司法書士の人たちがいろいろな相談に乗って、法律相談を受け付けたわけです。そこで、司法書士というのは法律相談もできる社会的に有益な存在なのだということを経済の韓国人たちに認めさせたという経過があつて法務士という形で法改正がなされたのだということを知っております。ですから、私は今回のことに対して、よく総理大臣の村山さんに対して決断力がないとか、また、行政に対しても上の指示がなければ何もしないではないかといういろいろな批判があると思うのですけれども、この総会というのは、私たち司法書士が群馬会の中で上の指示を待っているとか、横の何とかと云っているのではなくて、私たち自身のできる範囲のことなのです。この総会の中でできることをやっというふうにはないか。なすべきことをすべきではないかというふうには私は思います。そうした中で、司法書士が社会にとって有益な存在であるということを経済にアピールする絶好の機会だというふうには私は考えます。以上です。」

会費・特別負担金・報酬の推移 (S63~H11)

昭和63年度					
	会費収入		64,201,000	$a = b + c$	
	うち	一般会費	29,619,000	b	9,000(月額)
		特別負担金	34,582,000	c	200(1件) c'
	会費収入に占める特別負担金の割合		53.9%	$c \div a$	
	不動産登記事件1件の平均報酬		15,800	d	年計報告書における「不動産登記報酬合計額」÷「不動産登記総件数」により算出(100円単位で四捨五入)
	平均報酬に対する特別負担金額の割合		1.3%	$c' \div d$	
	会員報酬総額		2,778,117,946	e	
	会員報酬総額に対する会費収入の割合		2.3%	$a \div e$	

平成元年度					
	会費収入		66,577,000	$a = b + c$	
	うち 一般会費		29,691,000	b	9,000(月額)
		特別負担金	36,886,000	c	200(1件) c'
	会費収入に占める特別負担金の割合		55.4%	$c \div a$	
	不動産登記事件1件の平均報酬		17,000	d	年計報告書における「不動産登記報酬合計額」÷「不動産登記総件数」により算出(100円単位で四捨五入)
	平均報酬に対する特別負担金額の割合		1.2%	$c' \div d$	
	会員報酬総額		3,055,268,590	e	
	会員報酬総額に対する会費収入の割合		2.2%	$a \div e$	

平成2年度					
	会費収入		64,437,200	$a = b + c$	
	うち	一般会費	29,160,000	b	9,000(月額)
		特別負担金	35,277,200	c	200(1件) c'
	会費収入に占める特別負担金の割合		54.7%	$c \div a$	
	不動産登記事件1件の平均報酬		18,100	d	年計報告書における「不動産登記報酬合計額」÷「不動産登記総件数」により算出(100円単位で四捨五入)
	平均報酬に対する特別負担金額の割合		1.1%	$c' \div d$	
	会員報酬総額		3,199,546,204	e	
	会員報酬総額に対する会費収入の割合		2.0%	$a \div e$	

平成3年度					
	会費収入		74,950,400	$a = b + c$	
	うち	一般会費	32,876,000	b	H3.7.1値上 10,000(月額)
		特別負担金	42,074,400	c	H3.5.24値上 250(1件)c'
	会費収入に占める特別負担金の割合		56.1%	$c \div a$	
	不動産登記事件1件の平均報酬		19,700	d	年計報告書における 「不動産登記報酬合計額」÷「不動産登記総件数」 により算出(100円単位で四捨五入)
	平均報酬に対する特別負担金額の割合		1.3%	$c' \div d$	
	会員報酬総額		3,003,747,355	e	
	会員報酬総額に対する会費収入の割合		2.5%	$a \div e$	

平成4年度					
	会費収入		77,015,000	$a = b + c$	
	うち	一般会費	33,720,000	b	10,000(月額)
		特別負担金	43,295,000	c	250(1件) c'
	会費収入に占める特別負担金の割合		56.2%	$c \div a$	
	不動産登記事件1件の平均報酬		21,100	d	年計報告書における「不動産登記報酬合計額」÷「不動産登記総件数」により算出(100円単位で四捨五入)
	平均報酬に対する特別負担金額の割合		1.2%	$c' \div d$	
	会員報酬総額		3,647,914,431	e	
	会員報酬総額に対する会費収入の割合		2.1%	$a \div e$	

平成5年度					
	会費収入		77,572,500	$a = b + c$	
	うち	一般会費	33,760,000	b	10,000(月額)
		特別負担金	43,812,500	c	250(1件) c'
	会費収入に占める特別負担金の割合		56.5%	$c \div a$	
	不動産登記事件1件の平均報酬		21,200	d	年計報告書における「不動産登記報酬合計額」÷「不動産登記総件数」により算出(100円単位で四捨五入)
	平均報酬に対する特別負担金額の割合		1.2%	$c' \div d$	
	会員報酬総額		3,658,667,108	e	
	会員報酬総額に対する会費収入の割合		2.1%	$a \div e$	

平成6年度					
	会費収入		77,755,000	$a = b + c$	
	うち	一般会費	33,700,000	b	10,000(月額)
		特別負担金	44,055,000	c	250(1件) c'
	会費収入に占める特別負担金の割合		56.7%	$c \div a$	
	不動産登記事件1件の平均報酬		20,700	d	年計報告書における「不動産登記報酬合計額」÷「不動産登記総件数」により算出(100円単位で四捨五入)
	平均報酬に対する特別負担金額の割合		1.2%	$c' \div d$	
	会員報酬総額		3,755,063,015	e	
	会員報酬総額に対する会費収入の割合		2.1%	$a \div e$	

平成7年度					
	会費収入		88,545,000	$a = b + c$	
	うち	一般会費	34,080,000	b	10,000(月額)
		特別負担金	54,465,000	c	250(1件) c'
	会費収入に占める特別負担金の割合		61.5%	$c \div a$	
	復興支援特別負担金収入		10,568,000	f	H7.4.1開始 50(1件) f'
	不動産登記事件1件の平均報酬		21,000	d	年計報告書における 「不動産登記報酬合計額」÷「不動産登記総件数」 により算出(100円単位で四捨五入)
	平均報酬に対する特別負担金額の割合		1.2%	$c' \div d$	
	平均報酬に対する復興支援特別負担金額の割合		0.2%	$f' \div d$	

	会員報酬総額		4,177,746,672	e	
	会員報酬総額に対する会費収入の割合		2.1%	$a \div e$	
	会員報酬総額に対する会費収入及び復興支援特別負担金収入の割合		2.4%	$(a+f) \div e$	
平成8年度					
	会費収入		82,680,000	$a = b + c$	
	うち 一般会費		33,820,000	b	10,000(月額)
	特別負担金		48,860,000	c	250(1件) c'
	会費収入に占める特別負担金の割合		59.1%	$c \div a$	
	復興支援特別負担金収入		8,793,000	f	50(1件) f'

	不動産登記事件1件の平均報酬		20,900	d	年計報告書における 「不動産登記報酬合計額」÷「不動産登記総件数」 により算出(100円単位で四捨五入)
	平均報酬に対する特別負担金額の割合		1.2%	c'÷d	
	平均報酬に対する復興支援特別負担金額の割合		0.2%	f'÷d	
	会員報酬総額		4,392,873,406	e	
	会員報酬総額に対する会費収入の割合		1.9%	a÷e	
	会員報酬総額に対する会費収入及び復興支援特別負担金収入の割合		2.1%	(a+f)÷e	
平成9年度					
	会費収入		78,580,000	a = b + c	
	うち 一般会費		34,090,000	b	10,000(月額)

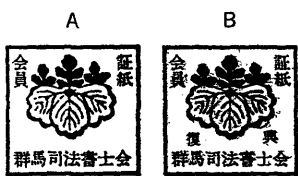
		特別負担金	44,490,000	c	250(1件) c'
	会費収入に占める特別負担金の割合		56.6%	$c \div a$	
	復興支援特別負担金収入		3,422,000	f	H9.9.3終了 50(1件) f'
	不動産登記事件1件の平均報酬		21,600	d	年計報告書における 「不動産登記報酬合計額」÷「不動産登記総件数」 により算出(100円単位で四捨五入)
	平均報酬に対する特別負担金額の割合		1.2%	$c' \div d$	
	平均報酬に対する復興支援特別負担金額の割合		0.2%	$f' \div d$	
	会員報酬総額		4,076,764,552	e	
	会員報酬総額に対する会費収入の割合		1.9%	$a \div e$	
	会員報酬総額に対する会費収入及び復興支援特別負担金収入の割合		2.0%	$(a+f) \div e$	

平成10年度					
	会費収入		72,426,500	$a = b + c$	
	うち	一般会費	34,190,000	b	10,000(月額)
		特別負担金	38,236,500	c	250(1件) c'
	会費収入に占める特別負担金の割合		52.8%	$c \div a$	
	会館建設特別負担金収入		6,915,000	f	H10.7.1開始 50(1件) f'
	不動産登記事件1件の平均報酬		21,800	d	年計報告書における 「不動産登記報酬合計額」÷「不動産登記総件数」 により算出(100円単位で四捨五入)
	平均報酬に対する特別負担金額の割合		1.1%	$c' \div d$	
	平均報酬に対する会館建設特別負担金額の割合		0.2%	$f' \div d$	

	会員報酬総額		3,553,297,391	e	
	会員報酬総額に対する 会費収入の割合		2.0%	$a \div e$	
	会員報酬総額に対する 会費収入及び会館建設 特別負担金収入の割合		2.2%	$(a+f) \div e$	
平成11年度					
	会費収入		72,625,000	$a = b + c$	
	うち 一般会費		33,790,000	b	10,000(月額)
		特別負担金	38,835,000	c	250(1件) c'
	会費収入に占める特別 負担金の割合		53.5%	$c \div a$	
	会館建設特別負担金 収入		7,767,000	f	50(1件) f'

	不動産登記事件1件の平均報酬		22,000	d	年計報告書における「不動産登記報酬合計額」÷「不動産登記総件数」により算出(100円単位で四捨五入)
	平均報酬に対する特別負担金額の割合		1.1%	c' ÷ d	
	平均報酬に対する会館建設特別負担金額の割合		0.2%	f' ÷ d	
	会員報酬総額	3,481,532,402	e		
	会員報酬総額に対する会費収入の割合		2.1%	a ÷ e	
	会員報酬総額に対する会費収入及び会館建設特別負担収入の割合		2.3%	(a + f) ÷ e	

(注) 「会費・特別負担金・報酬の推移(S六三)H一二」の表は、群馬司法書士会が作成し、群馬司法書士会会長宮前有光氏、群馬司法書士会総務部長高山敏也氏の署名がなされたものである。
 なお、本件で問題になった五〇円の復興支援特別負担金は、下のBの復興支援証紙を、会費としての特
 別負担金である下のAの二五〇円の証紙とともに司法書士が購入して、A・Bと並べ、登記申請書の上部に
 貼付するところ取り扱いがなされていた。



付記

鑑定書執筆に当たり、学習院大学名誉教授の遠藤浩先生に御教示をいただいた。また、鑑定書執筆のために、群馬司法書士会からは膨大な資料の寄贈を受けるとともに、群馬司法書士会の司法書士である齋藤幸光氏、櫻井裕氏、岡住貞宏氏には、二回に渡り山梨学院大学においていただき、長時間の議論におつきあいいただいた。そして、鑑定書に関し、群馬司法書士会の会長宮前有光氏、その会員である齋藤幸光氏、櫻井裕氏、岡住貞宏氏、及び、代理人弁護士である大熊政一氏、今村核氏、山内一浩氏に御教示をいただいた。さらに、この問題に関し、明治大学の研究会において、平井一雄教授、後藤巻則教授、橋本恭宏教授、福田清明助教授をはじめとする諸先生の御教示をいただき、中央大学の研究会において、山野目章夫教授、三和一博教授、渡辺達徳教授、伊藤壽英教授をはじめとする諸先生の御教示をいただき、山梨学院大学の研究会において近藤崇晴甲府地方・家庭裁判所長、小野寺規夫法学科長、田邊護弁護士をはじめとする諸先生の御教示をいただいた。また、鑑定書のテーマを素材として日本私法学会第六四回大会で、「政治献金と災害救援資金の寄付に関する法人の目的の範囲―アメリカ法を素材として―」と題する個別報告を行ったが、その質疑で大阪市立大学名誉教授の甲斐道太郎先生、中央大学教授の丸山秀平先生、東京大学名誉教授の星野英一先生より御教示をいただくとともに、報告終了後、司会の労をお取りいただいた九州大学教授の河内宏先生にも御教示をいただいた。なお、この個別報告にあたっては、推薦書を書いていただいた中央大学法学部長永井和之先生、御指導をいただいた中央大学名誉教授白羽祐三先生、中央大学教授船越隆司先生にも、御教示をいただいた。そして、今回も山梨学院大学総合図書館の事務長斉木高明氏をはじめ高野敏美氏、細内良香氏、秋山初美氏といった職員の方々、及び私のゼミ生である山田秀二君には資料収集で御世話になった。この場を借りて、御世話になった皆様に心より御礼申し上げたい。